



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 1 8 号 の 2

令和5年(2023年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
●告 示	
○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の 一部改正について	(障害福祉課) 1

## 告 示

### ●金沢市告示第230号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱(昭和54年告示第34号)の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

金沢市長 村 山 卓

第3条の2を次のように改める。

第3条の2 本市が助成するタクシー利用料金の額は、乗車1回ごとに、700円(タクシー利用料金の額が700円に満たない場合は、当該タクシー利用料金の額)とする。

第6条中「タクシーの運賃」を「タクシー利用料金の額」に、「普通車の初乗り運賃相当額」を「700円」に改める。

様式第2号中「普通車の初乗り運賃相当額以内」を「700円(700円に満たない場合は、タクシー利用料金の額とする。)」に、「初乗り運賃超過」を「700円超過」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 令和5年9月1日前に乗車を開始したタクシーの利用料金及び運賃については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第2号様式により作成され、又は交付された金沢市福祉タクシー乗車券は、改正後の第2号様式による金沢市福祉タクシー乗車券とみなす。

令和5年(2023年)8月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄